

定義

「顧客」とは、本契約の当事者のうち、カンターではない当事者をいう。

「カンター」とは、登録住所 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿インズタワー6F、会社番号 0110-01-065305 である合同会社カンター・ジャパンをいう。

「カンターカンパニー」とは、カンターの子会社または関連会社であるカンターグループ内の企業を指す。

「本件提案」とは、カンターから顧客に提供される、書面による提案または見積りであり、本件サービス及び成果物ならびにそれらの料金の詳細に関する提案をいう。本件提案は、別途の表示がない限り、カンターが発行した日から1ヶ月間有効である。

「本件承諾」とは、カンターによる本件提案に対し、顧客が承諾することをいう（書面、口頭その他の方法を含む）。顧客が注文書システムを運用している場合、本件承諾は、顧客の注文書番号をカンターが受領することをもってのみ適用される。

※カンターが自社 web サイト（ホームページ）上において販売を行うレポートについては、web サイト上での顧客による発注・購入手続きを以て上記の「本件提案」および「本件承諾」が行われたことと見なすものとする。

「本契約」とは、本件提案及び本件承諾に基づいて成立する契約をいう。本契約は完全合意である。本契約と本規約に矛盾が発生した場合、本規約が、本契約の中の規定に優先する。

「本件サービス」とは、本契約において指定される業務をいい、単発業務、継続業務またはシンジケートサービスに区別される。

「単発業務」とは、カンターが顧客毎の依頼に基づいて実施する、1回限りの市場リサーチまたはコンサルタントサービスをいう。ただし、継続業務及びシンジケートサービスを除く。

「継続業務」とは、カンターが顧客毎の依頼に基づいて実施する、継続的に提供する市場リサーチまたはコンサルタントサービスをいう。ただし、単発業務及びシンジケートサービスを除く。

「シンジケートサービス」とは、複数の顧客のために実施される市場リサーチサービスを指し、サブスクリプションサービスを含む。ただし、単発業務及び継続業務を除く。カンターが自社 web サイト（ホームページ）上において販売を行うレポートについては、

「知的財産権」とは、特許権、商標権、著作権、その他の知的財産権及びデータベースまたはノウハウ等の知的財産に生じる権利をいい、または全世界においてこれと同等又は類似の効果を有する権利をいう。

「バックグラウンド知的財産権」とは、本契約より前に、または本契約とは関連なく、カンターまたは再委託先が保有した知的財産権を指す。

「機密情報」とは、一方当事者が相手方へ本契約に関して開示する一切の情報（形式を問わない。）をいう。ただし、これには、次の情報は含まれない。(a) 公知であるものまたは公知になったもの（受領当事者の責めに帰すべき事由により公知になるものを除く）、(b) 開示当事者による開示より前に受領当事者が既に正当に所持していたもの、(c) 受領当事者が、開示当事者から開示を受けた後に、開示権限がある第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したもの、(d) 法令によって開示を要求されたもの。

「データ保護規則」とは、全世界において、個人データの処理に適用される法令（欧州連合（「EU」）、欧州経済地域（「EEA」）、およびそれらの加盟国、スイス、ならびに英国の法規を含む）のうち、本契約に適用があるものをいう。

「成果物」とは、本契約に基づき、カンターから顧客に提供される調査結果等の報告をいう。

「GDPR」とは、EU 一般データ保護規則 2016/679 を指し、「管理者」、「データ主体」、「個人データ」、および「処理」という用語は、GDPR と同じ意味を有する。

「当初期間」とは、本契約で合意された本件サービスの提供期間をいう。

1 本契約

1.1 本契約は、本件提案に対する本件承諾がされたときに成立する。本契約の成立により、顧客は、カンターに対し、本件サービスを委託し、カンターはこれを受託する。本規約の条件は、本契約の条件として適用される。ただし、顧客とカンターとの間で従前に締結済みの基本契約書、もしくは本規約等、本規約と同等の契約が存在する場合、当該契約の条件が適用されるものとする。

1.2 本件サービス及び成果物を変更する場合、顧客とカンターで協議の上、料金、費用、その他必要な事項を書面で合意する。

2 料金の支払い

2.1 継続業務およびシンジケートサービスが合意される場合、顧客は、カンターに対し、書面により別途合意されない限り、年間基本料金を、当該サービス開始時を最初として、3ヶ月毎に分割して前払いにより支払う。

2.2 単発業務が合意される場合、書面により別途合意されない限り、カンターは、顧客に対し、以下に従って請求書を発行する。

a) 単発業務の期間が1ヶ月未満の場合

単発業務の業務完了時に 100%

b) 単発業務の期間が2ヶ月未満の場合

単発業務の依頼時に料金総額 50% および業務完了時に 50%

c) 単発業務の期間が2ヶ月以上6ヶ月未満の場合

単発業務の依頼時に料金総額 50%、実地調査開始時に 40% および業務完了時に 10%

d) 単発業務の期間が6ヶ月を超える場合

料金総額を業務提供月数で除し、当該金額を毎月分割

2.3 カンターが自社 web サイト（ホームページ）上において販売を行うレポートについては、本契約成立時の一括請求とする。ただし、付随する業務が発生する場合、当該付随業務に関する請求は前項を適用するものとする。また、本項に定める請求については次項にかかわらず、全額前払いとする場合、ならびに支払い完了後のレポートもしくは業務提供となる場合があることを顧客は了承する。

2.4 すべての請求は、請求書の日付から 30 日以内に支払われるものとする。顧客が支払期限に遅滞した場合、カンターは、顧客に対し、支払期限の翌日から完済まで、法定利率によって算定された遅延損害金を請求することができる。

2.5 書面で合意がない限り、料金には消費税、その他税金が含まれていない。カンターは、かかる消費税、その他税金を請求できる。

2.6 カンターは、事前に顧客が負担することについて承諾を得た費用がある場合、顧客に対し、当該費用を請求できる。

2.7 本件サービスが日本国外で全部または一部が実施される場合、国外の作業において生じた費用の日本円相当額が、通貨変動により、想定された費用相当額を上回る場合、カンターは、顧客に対し、カンターが外国で支払いをする時点で有効な為替レートで算定された費用相当額を請求できる。

2.8 本契約において特段の合意がない限り、日本円以外の通貨でされた見積り料金は、概算であり、為替レートにより変動し得る。カンターは、受注時から為替レートが 3% 以上変動した場合、最終料金を変更することができる。また、カンターは、顧客が本契約に従った支払いをしなかったことによって生じた為替差損または銀行手数料を請求することができる。

3 期間および終了

3.1 本契約の期間は、本件提案及び本件承諾において指定される。

3.2 本契約の当事者は、第 4.2 条に従う限り、以下に従った通知を相手方を行うことにより、本契約を自由に終了することができる。

(i) 単発業務の場合、3 ヶ月以上前の書面通知、

(ii) 継続業務およびシンジケートサービスの場合、6 ヶ月以上前の書面通知。

3.3 シンジケートサービスが合意される場合、カンターは、1 ヶ月前の書面による通知をすることにより、いつでも本契約を解除することができる。

3.4 いずれの当事者も、相手方が本契約に違反し是正が不可能である場合、または相手方に催告してから 45 日以内に是正がされない場合、本契約を直ちに解除することができる。

4 変更、遅延、または解除

4.1 顧客が本契約に対する変更を要請した場合、カンターは、それに応じて料金および納期の変更を求めることができ、協議により合意により決定する。

4.2 顧客が本契約を解除した場合、カンターは、終了日までの本件サービスにかかる料金に加え、本件サービスの終了日までにカンターが負担した合理的な費用及び本来の契約期間を前提として定められた料金の割引（該当する場合に限る。）に相当する金額を請求できる。

4.3 顧客は、本件サービスを提供するためにカンターが合理的に必要とする情報、資料、その他物品を、カンターに速やかに引渡す。顧客が本条に従わない場合、顧客は、本件サービスの遅延および合理的な追加費用に関する責任を負う。

5 再委託

5.1 カンターは、自らの責任及び費用において本件サービスを第三者に再委託することができる。カンターは、当該再委託先の本件サービスの提供について責任を負う。

5.2 前項にかかわらず、顧客が特定の再委託先を指名する場合、カンターは、当該再委託先の作業の正確性、完全性及び品質、その他再委託先の帰責事由について責任を負わない。

6 カンターの義務

6.1 カンターは、善良な管理者の注意をもって本件サービスを提供し、<https://www.kantar.com/corporate-governance/> によるカンターのコーポレートガバナンスポリシーに準拠する。ただし、顧客は以下を認め、同意する。(a) 調査/アンケートの回答率は予測することができず、当社が回答率を示した場合であっても、それを保証するものではないこと、(b) 成果物に含まれるすべての数値は、サンプル調査から得られた推定値に過ぎず、また統計的誤差や四捨五入による限界があること、(c) 本サービスの一環として当社に結論および提案が求められる場合、そのような結論および提案は、もっぱらカンターの意見に過ぎず、市場調査および予測の分野で使用される変動する仮定に基づいており、一定の環境に基づくものに過ぎないこと、(d) 本成果物に基づく結果について、顧客が単独で責任を負い、カンターが責任を負わないこと、(e) カンターが合意された期日を守るために最善の努力をするが、これらの期日が目標であり、カンターがかかる期日に遅延したことによる損失または損害について責任を負わないこと。

6.2 カンターは、本サービスが顧客の期待する特定の目的に適合することを含め、明示または黙示にも、保証しない。

6.3 カンターは、本件サービスに適用される限り、ESOMAR 行動規範および JMRA マーケティングリサーチ行動規範に準拠して本件サービスを提供する。

7 知的財産権および公表

7.1 カンターは、本件提案に含まれるアイデア、表現に関する一切の権利を保有する。ただし、本件提案が顧客により後に購入さ

れた場合はこの限りでない。その場合、第 7.2 条から第 7.8 条が適用されるものとする。

7.2 バックグラウンド知的財産権はカンターに帰属し、カンターから顧客に移転しない。

7.3 シンジケートサービスの場合、またカンターが web サイト上で販売するレポートの場合、成果物の知的財産権は、カンターに帰属する。カンターは、本件サービスが完了し、かつ顧客がカンターに料金を完済した場合、顧客に対し、顧客内で使用することに限り許諾する。なお、顧客は、第三者に当該知的財産権の使用を許諾してはならない。

7.4 単発業務および継続業務の場合、成果物の知的財産権は、本件サービスに関する料金が完済されることを条件として、カンターから顧客に移転する。ただし、カンターおよびカンターグループカンパニーは、成果物をカンター内部で無償で使用することができる。

7.5 前項にかかわらず、本成果物に含まれているバックグラウンド知的財産権は、カンターに留保され、顧客に移転しない。カンターは、顧客に対し、カンターに留保されたバックグラウンド知的財産権が成果物に含まれ、かつ成果物を内部利用するために必要な範囲で、かかる成果物に組み込まれたものとしてのみ使用することを許諾する。なお、この許諾は、非排他的、世界的規模、永久（本契約の終了または満了に関係なく）、撤回不能、全額払込済み、ロイヤルティ無償とする。

7.6 前各項にかかわらず、本成果物の中に第三者により保有される知的財産（第三者のデータ、画像、およびソフトウェアなど）が含まれる場合、かかる知的財産に関する権利は、顧客に帰属せず、第三者の独占的かつ排他的な財産とする。

7.7 顧客は、カンターまたはカンターカンパニーの評価を害する可能性のある方法で成果物を第三者に開示又は公表してはならない。顧客は、カンターの見解を誇張、歪曲、不実表示し、またはこれらに該当するおそれがある方法で成果物を第三者に開示又は公表してはならない。

7.8 顧客は、顧客が成果物の全部または一部を含む広告、公式声明、マーケティング資料、プレスリリース、または同様のもの（以下「公開資料」という）を作成する場合、カンターに事前に書面で通知しなければならない。

7.9 顧客は、カンターの事前の書面での同意があった場合にのみ、公開資料を公開することができる。なお、カンターは、この同意を不合理に留保してはならない。

7.10 両当事者は、マーケティング/プロモーション資料において他方当事者をそのサービス提供者または顧客として記載できる。これを除き、顧客は、カンターの名称、商標、ロゴ等を、カンターの事前の書面での同意がない限り、使用してはならない。

8 守秘義務

8.1 機密情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）は以下に同意する。(a) 本契約の義務を履行するためにのみ機密情報を使用すること。(b) 機密情報を開示した当事者（以下「開示当事者」という。）の機密情報を厳に秘密として取り扱い、開示当事者の書面による明示的な同意なしに機密情報を第三者に開示してはならないこと。(c) 開示当事者の機密情報のいずれかを破棄または返却するよう開示当事者から書面で要請があった場合、速やかにそれに応じること。ただし、受領当事者は、法令を遵

守するために必要な範囲で保持されたコピーに限り、本条件に従うことを条件に保持することができる。

9 データ保護

9.1 両当事者は、本契約に基づくその義務の履行に関連してデータ保護規則を遵守する。

9.2 本件サービスに関し、個人データを他方当事者に供給する場合、開示当事者は、個人データを受領当事者に提供する正当な権利があることを保証する。

9.3 カンターは、顧客がカンターに提供した個人データを以下のとおり取り扱う。(a) 本件サービスの提供を目的としてのみ取り扱うこと。(b) 技術的および組織的なセキュリティ対策を、合理的に講じること。(c) 顧客からの合理的な問い合わせに回答すること。

9.4 顧客は、個人データをカンターに提供する場合、かかる個人データを正当に取得したこと、および、カンターに開示させ取り扱わせる権原を有することを保証する。

9.5 カンターは、顧客によりカンターに提供された個人データに関して、データ保護法の要件を満たすために必要な手続きがある場合、顧客に合理的に協力する。顧客は、監査前にITおよびセキュリティに関する特定の機密情報をコピーすること、カンターの施設内でのみ監査が可能であることを承諾する。カンターは、かかる監査を文書のみを対象とすることができるが、顧客が監査人の身元をカンターに通知し、かかる監査人が適切な機密保持契約をカンターと締結することを条件として、顧客は、実地監査を行うことができる。監査は、1暦年のうちに1回を超えては行われぬものとする。監査の経費は顧客が負担する。カンターは、監査人により作成された監査報告を確認および保持し、報告が顧客に提出される前にその内容に関して監査人と協議できる。疑義を避けるために付言すると、監査に従って取得されるカンターのすべての機密情報は機密に保たれるものとし、いかなる第三者にも開示されてはならない。監査人および顧客のいずれも、カンターのネットワークまたはITシステムに対して、侵入テスト、脆弱性スキャンを実行すること、またはその他応答指令信号を送ることは許されない。いかなる状況においても、顧客または監査人は、(a) 個人の給与支払名簿および人事名簿、(b) カンターの他の顧客に関係する個別の支出または記録、(c) カンターの間接費、または(d) カンターのサーバーームもしくはITシステムにアクセスすることはできないものとする。「監査人」とは、PWC、Deloitte、KPMG、またはErnst & Young、あるいは相互に合意可能な国際的に認められている監査企業の監査人を指す。

10 責任の制限および除外

10.1 いずれの当事者も、相手方の逸失利益または間接損害もしくは結果的損害について責任を負わない。ただし、(a) 故意がある場合、(b) いずれかの当事者の過失により生じた死傷、(c) 法律により損害の範囲を制限できない損害については免責されない。カンターは、顧客が成果物に関して損害を被った場合であっても、責任を負わない。

10.2 本契約に関する損害賠償額は、その理由にかかわらず、請求の元となった本契約の料金額を上回らない。ただし、第11条に従う損害賠償責任に関するものを除く。

11 製品により生じた損害

11.1 本契約の中の異なる規定にかかわらず、本件サービスが顧客の製品(プロトタイプを含む)または顧客により供給された第三者の製品を用いるものである場合、かかる製品の試験もしくは使用に関係してカンターおよびその他カンターカンパニーが損害を被る

ときは、顧客は、カンター及びカンターカンパニーに生じた一切の損害を賠償し、この責任は制限されない。

12 その他

12.1 第2条、第4.2条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12.2条、第12.7条、および第12.8条に記載の義務は、終了後も存続するものとする。

12.2 本契約に基づき行われるすべての通知は、郵送による。カンターに対する通知は、カンターの記名欄に記載されている住所宛にしなければならない。電子メールでの通知は許されない。

12.3 カンターは、火災、荒天、暴動、ストライキ、疾病、材料の不足、ロックアウト、戦争、主要な従業員が死亡、病気、または退社により本件サービスの履行をできないこと、洪水、内乱、テロ、政府による規制、制限、または禁止(地域的または国家的の如何を問わない)が原因で、本契約に基づく自己の義務を履行できない場合に、その責任を負わない。

12.4 いずれの当事者も、相手方の事前の書面での同意なしに、本契約締結日から、本件サービスの供給が最後に行われた日より12ヶ月の期間が満了する日まで、相手方の従業員を勧誘若しくは引き抜きを行ってはならず、または相手方の従業員のうち本件サービスに関与する者を雇用してはならない。ただし、公開の求人活動の過程による場合を除く。

12.5 本契約のいずれかの部分が無効または執行不能であっても、本契約の他の規定はその影響を受けないものとする。

12.6 カンターは、顧客の事前の同意なしに、本契約上の地位及び権利若しくは義務を、カンターグループの中で譲渡することができる。

12.7 本契約のいずれの条項も、第三者による強制はできないものとする。

12.8 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとし、執行に関する場合(この場合の管轄権は非専属的管轄権とする)を除いては日本の裁判所が専属管轄権を有するものとする。